

つなぐ守山産業振興イベント支援補助金

市内事業者への支援および産業の基盤の強化を目的とし、地域経済の活性化、産業振興、事業者間における連携の推進およびにぎわい創出を図るため、守山市内において事業者団体が行うイベント事業に対し、「つなぐ守山産業振興イベント支援補助金」を予算の範囲内で交付します。

▶ 補助対象事業

守山市内の地域経済活性化、地域産業の振興および
にぎわい創出を目的としたイベント事業

- * 地域のにぎわい創出のために行われる催し物であること。
- * 誰もが参加できる催し物であること。
- * 特定の企業や店舗の単なる販売促進とならないこと。
- * 運営者および参加者が環境に配慮したイベントであること。



▶ 補助率 補助対象経費の2分の1以内

(1,000円未満切捨て、**上限 10万円**)

※今年度より補助対象経費が100万円を超える場合は、10万円を加算し、上限を20万円とします。

補助対象経費

○ 事業の周知を図るために要する経費

ポスター、チラシ等の制作費、新聞折込み経費、広告掲載料、案内看板等の制作費、印刷経費

○ 会場の設営、運営等に要する経費

会場設営に係る工事費、イベント企画、運営、会場整備、廃棄物処理等委託する経費、会場賃借料

○ 出演者等への出演料に要する経費

○ 事業実施に要する経費

損害賠償保険料、傷害保険料、通信運搬費、市内物産の振興に関する広告宣伝費(例:試食費等)

○ 上記経費に付随する経費

短期雇用者賃金、協力者・提供者等への謝礼、消耗品費、光熱水費、雑役務費

補助対象外

【事業】販売促進をメインとしたイベント(マルシェや試食会販売を主としたもの)など

【経費】申請者の人件費、他事業でも使用可能な物品購入費、会議での飲食費、用途が不明瞭な領収書など

補助対象者

上記補助対象事業を行う、下記のいずれかに該当する事業者団体

(1) 市内で事業(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる公務を除く。)を営むもの(以下この号において「市内事業者」という。)2人以上が連携して組織し、かつ市内事業者が半数以上を占める団体

(2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された市内の商店街振興組合もしくは同組合と同等の活動をしていると市長が認める商店街団体または水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)によって設立された市内に事務所を有する漁業協同組合

(3) 守山商工会議所、守山市観光物産協会、守山湖岸振興会、株式会社みらいもりやま21およびレーク滋賀農業協同組合を構成員の一部として組織された団体

ご相談・申請書提出先は・・・

守山市都市経済部商工観光課 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

TEL:077-582-1131 FAX:077-582-6947 shokokanko@city.moriyama.lg.jp

申請書類

下記の書類を補助対象事業を実施する日の**30日前**までに提出してください。

- ・ 交付申請書(守山市補助金等交付規則 様式第1号)
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 補助対象者であることを証明する資料
 - (1)に該当 各種許認可書または本市での営業実態がわかる資料等
 - (2)に該当 定款および構成員名簿等
 - (3)に該当 団体の設置要綱等および構成員名簿その他参考となる資料

また、事業実施後30日以内または当該年度3月31日のいずれか早い日までに下記の書類を提出してください。

- ・ 実績報告書(守山市補助金等交付規則 様式第3号)
- ・ 事業実績書(活動状況の写真など含む)
- ・ 収支決算書

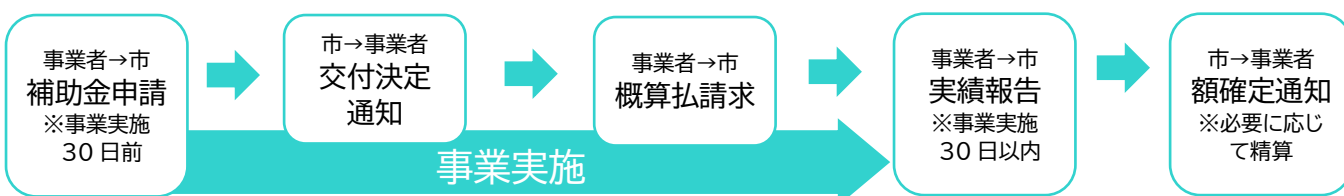


▶ 守山市役所および市ホームページにて、交付申請書等を配布しています。

その他交付条件

- ・ 同一年度において、1事業者団体1回限りの申請とします。ただし、補助対象者(3)に該当する事業者団体の場合は、この限りではありません。
- ・ 過去に本補助金の交付を受けた事業者団体が行う事業については、**従前の事業内容に、補助金主旨に沿った新たな事業および取り組みを含めること**を審査の要件とします。ただし、当該事業団体が趣旨の異なる事業を行う場合はこの限りではありません。
- ・ 同一年度において、国、県または市の他の補助金等の交付を受けている場合は、申請できません。
- ・ 補助対象事業に係る予算および決算に関する帳簿を作成するとともに、証拠書類を整理し、当該事業完了後5年間保存してください。
- ・ 事業の内容を変更(軽微な変更は除く。)し、中止し、または廃止する場合は、市の承認が必要です。

補助金申請から事業終了の流れ



提出書類チェックシート

- つなぐ守山産業振興イベント支援補助金および守山市補助金等交付規則を確認しましたか。
- 補助対象者のいずれかに該当していますか。
- 今年度、事業者団体として初めての申請ですか。(補助対象者(3)に該当する事業者団体の場合は除く)
- 今年度、申請事業実施に対する国、県または市の他の補助金等の交付を受けていませんか。
- 事業計画書には、事業の目的、内容、目標、効果が具体的に示されていますか。
- 申請額に、補助対象経費以外の経費は含まれていませんか。
- 提出書類は全てお揃いですか。[交付申請書(押印)・事業計画書・収支予算書・補助対象者であることを証明する資料]

Q&A

Q 補助対象外となるイベントは何ですか。

A 企業や店舗の商品 PR や販売促進につながる企画が主体のイベントであり、単なるマルシェイベントや、試食販売会、直売会などが挙げられます。また、全イベント企画運営を別事業者へ委託するイベントについても対象外です。対象イベントとなるか不明な場合は、商工観光課へお問い合わせください。

Q 申請時に注意することはありますか。

A 収支予算書の収入について、本補助金見込額および自己資金に加え、入場料やチケット代等、他の収入源(ある場合)についても計上してください。

Q 対象経費について、申請団体自身に支払われる人件費は対象になりますか。

A 申請団体自身への人件費については、対象経費ではありません。しかし、申請団体が構成員とは別に短期雇用者を雇う場合、その賃金は対象経費となります。

なお、その他、イベント打合せ・会議等での飲食代、他事業でも使用可能な物品購入費(備品とみなされるもの)、についても対象外となります。

Q 「運営者および参加者が環境に配慮したイベント」とは、どのようなものがありますか。

A 運営者および参加者が環境に配慮したイベント例

…ペーパーレス、ゴミの持ち帰り徹底(広報含め)、使い捨て容器の削減、分別リサイクル、事業者処分、脱プラ等SDGsへの取組など。※運営者だけでなく、参加者も環境に配慮できる仕組みがあることが条件となります。

Q 実績報告時に注意することはありますか。

A 実績報告時には、収支決算書と合わせて領収書(支払ったことがわかるもの)が必要となります。(コピーを提出)請求書(支払い済みかわからないもの)や資金用途がわからない領収書については補助経費対象外とみなされますので、ご注意ください。

Q 過去に本補助金を活用した場合の追加審査要件として「従前の事業内容に、補助金主旨に沿った新たな事業および取り組みを含めること」とありますが、どの程度の変更が必要となりますか。

A 過去に実施した企画枠内での軽微な変更(●●ショーから▲▲ショーへの変更など)ではなく、それに加えた新たな「目玉事業」および「取り組み」である必要があります。追加審査要件を満たすかについては、事前に商工観光課へお問い合わせください。

その他注意事項

本補助金をイベント運営費に充てることを前提とし、イベント収益がイベント経費を大幅に上回った場合は返還の対象となる場合があります。